

# 山口県報

平成21年  
3月17日  
(火曜日)



山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

## 山口県条例第三十二号

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

山口県議会議員の議員報酬の月額は、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間においては、山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）第二条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める議員報酬の月額から、その額に百分の六を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める議員報酬の月額とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

### 目 次

条例

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例……………

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例……………

山口県知事 二 井 関 成

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十三号

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

山口県議会委員会条例(昭和三十一年山口県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務企画委員会」を「総務政策委員会」に改め、同条総務企画委員会に関する部分中「地域振興部」を削り、同条中「厚生委員会」を「環境福祉委員会」に、「商工労働委員会」を「地域商工委員会」に改め、同条商工労働委員会に関する部分中「商工労働部」を「地域振興部、商工労働部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年五月十日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の山口県議会委員会条例第二条に規定する総務企画委員会、厚生委員会及び商工労働委員会は、改正後の山口県議会委員会条例第二条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する総務政策委員会、環境福祉委員会又は地域商工委員会の委員が選任されるまでの間、なお存続するものとする。